

上富良野町ご当地キャラクター「らべとん」使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上富良野町ご当地キャラクター「らべとん」のデザイン（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(キャラクター等の権利)

第2条 キャラクター本体及びキャラクターのデザイン（ロゴ）に関する著作権及び商標権その他一切の権利は、一般社団法人かみふらの十勝岳観光協会（以下「協会」という。）に属する。

(使用)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ協会会長（以下「会長」という。）の承認を受けるものとする。ただし会長が適当と認めた場合はこの限りではない。

(使用の承認申請)

第4条 前条の承認を受けようとする場合は、上富良野町ご当地キャラクター「らべとん」使用承認申請書（様式第1号）に必要書類を添えて会長に提出するものとする。

(使用承認)

第5条 会長は、前条の規定に基づく申請書の提出があった場合は、その内容について審査し、適当と認めるときには、上富良野町ご当地キャラクター「らべとん」使用承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 会長は、前項に基づく使用承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第6条 会長は、次の各号いずれかに該当する場合は、キャラクターの使用を承認しないものとする。

- (1) 協会及び上富良野町の品位を傷つけ、又は傷つける恐れのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用する恐れのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (4) その他、その使用が著しく不適當であるとき。

2 前項の規定によりキャラクターの使用を承認しない場合は、上富良野町ご当地キャラクター「らべとん」使用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(使用料)

第7条 キャラクター使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 キャラクターの使用承認を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 完成物件を提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その

画像をもって代えることができるものとする。

- (2) 承認を受けた者は、これを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 物品等の完成物件には上富良野町ご当地キャラクター「らべとん」もしくは「らべとん」との表記を付すること。ただし、表記することが適当でないと思われる場合はこの限りではない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、承認された用途以外に使用してはならない。

(申請内容の変更)

第9条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、上富良野町ご当地キャラクター「らべとん」使用承認変更申請書（様式第4号）を会長に提出しその承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、上富良野町ご当地キャラクター「らべとん」使用変更承認書（様式第5号）により行い、通知するものとする。

3 前2項による承認後の遵守事項についても、前条の規定と同様とする。

(承認の取消し)

第10条 会長は、キャラクターの使用が第6条及び第8条に規定する事項に違反していると認められるときは、当該キャラクターの使用承認を取り消すことができる。この場合において使用承認を受けた者に損害が生じても、協会はその責めを負わない。

2 前項の承認の取消しは、上富良野町ご当地キャラクター「らべとん」使用承認取消書（様式第6号）により行い、通知するものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月25日から適用する。